

第 6 3 号議案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 6 月 2 8 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例（昭和 3 4 年足立区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号中「3 歳に達する日の属する月の翌月」を「6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日の翌日」に改め、同条第 2 号中「3 歳に達する日の属する月」を「6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日」に改め、同条第 3 号中「1 0 0 分の 1 0」を「1 0 0 分の 2 0」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険法の改正に伴い、一部負担金の負担割合を変更する必要があるため、この条例案を提出いたします。